

調達要求番号：6N5S1C10002

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物 品 番 号	仕 様 書 番 号	
携帯端末及び携帯端末用回線等の 使用料	秋田地本－C－Z 1 0 0 0 1 7 A	
	作 成	平成 2 8 年 2 月 2 4 日
	変 更	令和 8 年 1 月 2 0 日
	作成部隊等名	自衛隊秋田地方協力本部募集課

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、自衛隊秋田地方協力本部において使用する携帯端末及び携帯端末用通信回線等の使用料について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、G L T－C G－Z 0 0 0 0 0 1による。

a) 携帯端末

この仕様書における携帯端末とは、多機能携帯電話機（いわゆるスマートフォン）であり、次に規定する携帯端末用通信回線等を使用し、音声通話及びデータ通信が可能なものを指す。

b) 携帯端末用通信回線等

この仕様書における携帯端末用通信回線等とは、前項による携帯端末で用いる、常時接続可能な音声通話及びデータ通信用回線であり、日本国内において移動体通信に対応しているものを指す。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 規格

J I S Q 2 7 0 0 1 情報技術－セキュリティ技術－情報セキュリティマネジメントシステム－要求事項

b) 仕様書

G L T－C G－Z 0 0 0 0 0 1 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

c) 法令等

電気通信事業法施行規則（昭和 6 0 年 4 月 1 日号外郵政省令第 2 5 号）
装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）〔防経装第 9 2 4 6 号（2 1． 7． 3 1）〕

2 一般的事項

本仕様書に規定していない事項は、分任契約担当官等との協議による。

3 契約に関する要求

3.1 携帯端末

品名及びカタログ製品名は、調達品目表による。

3.2 携帯端末用通信回線等

3.2.1 性能等

- a) **数量** 携帯端末の数量と同等とする。
- b) **仕様** 音声通話、電子メール及びインターネット接続が常時可能であること。
- c) **回線速度** LTE規格対応であること。
- d) **使用可能地域** 秋田県内においてカバー率90%以上であること、かつ別表に示す地域の住宅地及び中学・高校周辺において通信可能なこと。

3.2.2 料金プラン

月毎の定額料金を基本とし、細部は以下とする。

- a) **音声通話** 毎月600分以上の無料通話を含み、規定通話時間を超えた場合は自動的に追加料金の支払いにより通話可能であること又は一定額料金で通話時間の制限がないこと。
- b) **データ通信** 1台あたり毎月3GB以上の無料データ通信を含み、規定データ通信量を超えても、回線速度低下制限により追加料金なしでデータ通信が使用可能であること。

3.3 その他の機能等

- a) 圏外等の通話不能状況において、自動的に留守番電話サービスが利用できること。
- b) 遠隔操作等により、携帯端末の操作を不可とすること及びデータ消去ができ、位置情報の提供が可能であること。
- c) 使用月の翌月に、1台毎の料金明細を書面により提出すること。また、必要に応じて通話毎の明細（日時、通話先、通話時間）を確認することが可能であること。
- d) 電子メールのアドレスは携帯端末用通信回線等を提供する会社のメールアドレスであること。

4 特記事項

- a) 現在使用している携帯電話番号を引き継ぎすること（番号ポータビリティ）。
- b) 前項を実施の上、契約年の4月1日から使用可能とし、細部については契約担当官等との協議とする。

5 品質保証

5.1 監督・検査

監督及び検査は、分任契約担当官等が定めるところによる。

6 出荷条件

6.1 包装

携帯端末毎に梱包するものとする。

6.2 包装の表示

梱包された携帯端末の携帯電話番号を表示し、その様式は任意とし、その他表示は、商慣習による。

7 保全等

7.1 資格

契約の相手方は、“JIS Q 27001”と同等の認証を取得しているものとする。

7.2 秘密保全

契約の相手方は、本契約の履行に当たり直接又は間接に関わらず知り得た事項の管理に万全を期するとともに、別途利用、その他への公表などは防衛省の許可なく行ってはならない。また、本契約終

了後も同様とする。

7.3 情報セキュリティの確保

防経装第9246号（21. 7. 31）“装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）”の別添に定める“調達における情報セキュリティ基準”によって、適切に管理するものとする。

8 保守

携帯端末に対する保守又は修繕体勢が確立しており、契約の相手方において営業時間内の故障発生に迅速に対応できること。

調 達 品 目 表

調達要求番号	6N5S1C10002	仕様書番号	秋田地本-C-Z100017A
調達要求年月日	令和8年 1月20日	作成年月日	令和8年 1月20日
物品番号等		作成部隊等名	自衛隊秋田地方協力本部募集課

1 調達品目

品名	数量	カタログ製品名 ^{a)}	注記
携帯端末	30台	京セラ DIGNO(R) BX 又は ソニー Xperia AceⅡ SO-41B 又は 京セラ URBANO V04 又は同等以上のもの(他社製品を含む。)	—

注^{a)} この調達品目表に記載したカタログ製品名は、製品を選定するときの参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。

2 性能等

同等と判断する要求基準は、次による。

- 2.1 画面 4.2インチ以上5.5インチ以下
- 2.2 CPU 1. 2GHz以上、コア数2以上
- 2.3 内蔵メモリ RAM: 2GB以上, ROM: 8GB以上
- 2.4 OS アンドロイド4. 2以上
- 2.5 カメラ 800万画素以上, 静止画・動画対応
- 2.6 連続待受時間(LTE) 240時間以上
- 2.7 防水 IPX5 以上
- 2.8 防塵 IP5X 以上
- 2.9 機能 官側でアプリのインストール不可制限が可能であること
テザリング機能なし又は官側で使用不能制限が可能であること
Wi-Fi機能
緊急地震速報等を受信可能
- 2.10 その他 マイクロSD等の可搬記憶媒体が付属しないこと

3 附属品

取扱説明書(日本語版), 附属品明細表(様式適宜), 製品保証書, 充電器

4 その他

本体色について見本を提出し, 契約担当官等の協議により決定するものとする。

